

## 年金だより

お問い合わせ先

本庁：町民課

☎ 55-2314

西庁：町民課(西庁駐在)

☎ 62-2313

## ご存知ですか？学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予(先送り)される「学生納付特例制度」があります。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

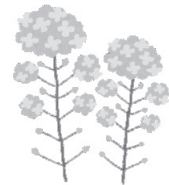
### ◆対象となる学生：

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部海外大学の日本分校。

夜間・定時制課程や通信制課程の学生も含まれます。

### ◆学生納付特例の承認期間： 4月から翌年3月

### ◆申請に必要な書類： 在学証明書または学生証の写し



詳細については、高知西年金事務所までお問い合わせください。



**088—875—1717**

## 年金事務所窓口でのご相談・お手続きの際は、ご予約を

事前予約なしのご相談やお手続きになりますと、お客様をお待たせすることが予想されます。ご予約のうえ来訪していただきますと、相談内容を事前に準備したうえで対応できますので、待ち時間もなく、よりスムーズに手続きをしていただけます。ご予約の申し込みは、下記の「ねんきんダイヤル」までお願いします。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165



### ● 月曜日：午前8:30～午後7:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日に午後7:00まで受け付けます。

### ● 火～金曜日：午前8:30～午後5:15

### ● 第2土曜日：午前9:30～午後4:00

※ 第2土曜日を除く祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

## よくあるご質問

### Q. 予約はいつからできますか？

A. 来訪希望日の1カ月前から前日まで、受け付けます。

### Q. 年金事務所へ行くことができません。私の代わりに、家族が年金事務所での手続きをすることはできますか？

A. ご本人にかわって、ご家族の方が年金の手続きをすることもできます。その場合は、ご本人からの委任状(ご本人が書名のうえ押印したもの)が必要です。

※窓口にお持ちいただくもの

本人からの委任状、本人の印鑑、代理人の本人確認ができる書類(運転免許証等)